

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	老人保健福祉計画・ 在宅介護事業
調 整 の 内 容	<p>高齢者福祉事業の各制度については、できる限りサービスの低下を招かないよう調整を図る。</p> <p>なお、利用料等の住民負担については、適正な料金となるよう調整を図る。</p> <p>1. 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整を図る。</p> <p>2. 国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業及び各町が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整を図る。</p> <p>(1) 合併時まで調整を図るもの。</p> <p>(2) 新市において調整を図るもの。</p>		

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
老人保健福祉計画	計画期間 平成15年度～19年度	計画期間 平成15年度～19年度	計画期間 平成15年度～19年度	計画期間 平成15年度～19年度	5年後の策定時に合わせて、 合併後に再編する。
在宅介護事業					
・在宅介護支援センター	地域型 ・鷹巣町在宅介護支援センター (運営主体：社会福祉協議会) ・ケアタウンたかのす在宅介護支援 センター(運営主体：(財)たかの す福祉公社)	地域型 ・合川町在宅介護支援センター (運営主体：合川町)	小規模基幹型 ・森吉町基幹型在宅介護支援セ ンター(運営主体：森吉町) 地域型 ・森吉町社会福祉協議会在宅介 護支援センター(運営主体： 社会福祉協議会) ・もりよし荘地域型在宅介護支 援センター(運営主体：社会 福祉法人交楽会)	小規模基幹型 ・阿仁町基幹型在宅介護支援セ ンター(運営主体：阿仁町) 地域型 ・阿仁町在宅介護支援センター 「山水荘」(運営主体：社会福 祉法人阿仁ふくし会)	合併時に、基幹型センター 1ヶ所、地域型6ヶ所に再編 する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	在宅介護事業
---------	-------------	------	--------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・介護サービス委託事業	鷹巣町社会福祉協議会 訪問介護、訪問入浴介護、通所 介護、痴呆対応型共同生活介護、 居宅介護支援事業 財団法人たかのす福祉公社 訪問看護、通所介護、補助器具 センター運営事業（福祉用具貸 与）短期入所生活介護、痴呆対 応型共同生活介護、居宅介護支 援事業、老人保健施設運営事業	合川町社会福祉協議会 委託事業なし 特別養護老人ホーム永楽苑 訪問介護、入浴介護、通所介護 事業	森吉町社会福祉協議会 通所介護事業 社会福祉法人交楽会 介護老人福祉施設、短期入所生 活介護事業	阿仁町社会福祉協議会 訪問介護、通所介護事業	新市移行後の平成 17 年度に策定される第 3期介護保健事業計 画(平成 18～22 年度) に合わせて調整を図 る。
・訪問指導事業	該当なし	対象者 在宅で生活している75歳以 上の一人暮らし、老夫婦、虚弱 老人、痴呆性老人とその家族 体 制 連絡支援体制(地域型在宅介護 支援センター、相談協力員、そ の他の機関等との連携 実施方法 機能訓練等を実施	対象者 65歳以上の要援護高齢者及び 要援護となるおそれのある高齢 者、並びにその家族及び親族 体 制 連絡支援体制(地域型在宅介護 支援センター、相談協力員、そ の他の機関等との連携 実施方法 必要に応じて、在宅介護の方法 等についての指導、助言を行う	対象者 在宅で生活している虚弱老人、 痴呆性老人とその家族 体 制 担当者、保健師 准看護師 (基幹型在宅介護支援センターの 活動) 実施方法 福祉サービスの提供、関係機関 への連絡	合併時まで調整を 図る。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	在宅介護事業
---------	-------------	------	--------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・寝たきり介護慰労金 支給事業	該当なし	対象者 日常生活に介護保険を要する在 宅のねたきり老人及び障害者を 常時介護している同居親族 申 請 対象者本人による 支給額 10,000円/月(年4回支給)	該当なし	対象者 要介護4または5に相当する状 態が3ヵ月以上引き続いている 者を介護する家庭。高度な痴呆 については、要介護3以上に相 当すると判断される者 申 請 民生委員による 支給額 10,000円/月(年4回支給)	合併時まで調整を 図る。
・高齢者家族介護 支援事業	該当なし	該当なし	対象者 ・要介護度4又は5に相当し、町 民税非課税世帯に属する者であ って、過去1年間に介護保険サ ービスを受けなかった者を現に 介護している家族 ・要介護認定を受けていない者で、 基幹型在宅介護支援センターの 介護支援専門員が要介護認定審 査と同じ方法により調査を行っ た結果、要介護度4又は5相当 と判断される者を介護した家族 支給金額 120,000円/年 実績 なし	対象者 ・要介護度4又5相当する町民税 非課税世帯に属する在宅の高齢 者であって、過去1年間介護保 健サービスを受けなかったもの を現に介護している家族 ・要介護認定を受けていない者で、 基幹型在宅介護支援センターの 介護支援専門員が要介護認定審 査と同じ方法により調査を行っ た結果、要介護度4又は5相当 と判断される者を介護した家族 支給金額 120,000円/年 実績 2件	森吉町・阿仁町の例に より、合併時に統一し て実施する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	在宅介護事業
---------	-------------	------	--------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・居宅介護上乗せサービス	対象者 要介護(要支援)認定を受けている者で、介護保険の区分支給限度額を超えて居宅介護サービスを必要とする者 実施方法 区分支給限度額を超える上乗せ部分については1割負担で利用できる 実績 58,093,002円	該当なし	該当なし	該当なし	介護保険制度に則り運用するよう、合併時まで調整を図る。
・養護老人ホーム運営事業	該当なし	該当なし	該当なし	運営主体 阿仁町 運営委託先 社会福祉協議会 委託費 117,800,000円	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後に検討する。
・在宅複合型施設管理 運営事業	施設管理の一部を (財)たかのす福祉公社に委託 委託費 19,295,000円	該当なし	該当なし	該当なし	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後に検討する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	老人クラブ・老人憩いの家
---------	-------------	------	--------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
老人クラブ ・老人クラブ連合会	会員数 42単老 2,233名 連合会活動費補助金 2,007,000円 単老活動費補助金 3,507,000円(一単老83,500円)	会員数 26単老 1,959名 連合会活動費補助金 660,000円 単老活動費補助金 1,429,800円(一単老54,992円)	会員数 26単老 890名 連合会活動費補助金 450,000円 単老活動費補助金 1,326,000円(一単老51,000円)	会員数 9単老 605名 連合会活動費補助金 320,000円 単老活動費補助金 522,000円(一単老58,000円)	合併時まで調整を図る。
・老人福祉大会	名 称 すこやか福祉のつどい 対 象 表彰者及び社会福祉関係団体 実施内容 ・実施日 11月14日 ・表 彰 金婚・ダイヤモンド婚 社会福祉功労等 実施機関 社会福祉協議会と町共催 該当者数 246名 委 託 費 712,000円	名 称 寿大会 対 象 寿クラブ会員 実施内容 ・実施日 10月 ・表 彰 金婚・ダイヤモンド婚 老人福祉功績者 実施機関 合 川 町 該当者数 106名 補 助 金 627,000円	名 称 古希の祝い 対 象 70歳の在宅者 実施内容 ・実施日 8月下旬 ・記念品 座布団 実施機関 森 吉 町 該当者数 136名 事 業 費 474,000円	名 称 古希の祝い 対 象 70歳を迎えた町民 実施内容 ・実施日 9月 ・記念品 座布団 実施機関 実行委員会と町共催 該当者数 91名 補 助 金 250,000円	合併後新市において検討する。
老人憩いの家	名 称 青葉荘 対 象 者 原則65歳以上 開設年度 昭和48年度 利用料 老 人 無 料 老人以外 2時間以内520円 (1室)	名 称 ことぶき荘 対 象 者 原則60歳以上 開設年度 昭和45年度 利用料 老 人 無 料	名 称 寿荘 対 象 者 原則65歳以上 開設年度 昭和59年度 利用料 老 人 無 料 (入浴の場合 200円) 12歳~64歳 300円 12歳未満 100円	該当なし	現行の通り新市に引き継ぐ。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者生きがい事業
---------	-------------	------	-----------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
高齢者生きがい事業					
・生きがい活動支援 通所事業	対象者 概ね60歳以上のひとり暮らし 高齢者等で、家に閉じこもりが ちな者(ADLは概ね自立の者) 事業内容 入浴サービス、給食サービス、 生活指導、日常生活訓練、 健康チェック、送迎サービス 利用者負担 1人1回当たり700円 (うち食材料費400円) 委託機関 各地域ごとの自主的な団体 (平成15年度までは社協へ委託) 実績 延回数 5,003回 委託料 23,714,381円	対象者 概ね60歳以上のひとり暮らし 高齢者等で、家に閉じこもりが ちな者 事業内容 入浴サービス、給食サービス、 生活指導、日常生活訓練、 健康チェック、送迎サービス 利用者負担 1人・1回当たり800円 (生活保護法に基づく被保護世帯 に属する者は食材料費のみ) 委託機関 秋田県民生協会 特別養護老人ホーム永楽苑 実績 延回数 274回 委託料 1,602,600円	対象者 概ね65歳以上の者で、介護認 定審査会において自立と認定 された虚弱老人等 事業内容 入浴サービス、給食サービス、 生活指導、日常生活訓練、 健康チェック、送迎サービス 利用者負担 ・基本サービス 1人1回当たり 200円 ・入浴サービス 1人1回当たり 250円 ・送迎サービス 1人1往復当たり200円 ・食事サービス 1人1食当たり 350円 委託機関 森吉町社会福祉協議会 実績 延回数 1,436回 委託料 6,848,940円	対象者 概ね65歳以上の者で、自立と 認定された虚弱老人等 事業内容 入浴サービス、給食サービス、 生活指導、日常生活訓練、 健康チェック、送迎サービス 利用者負担 ・山水荘 1人1回当たり650円 (食事代200円は別) ・もろひ苑 1人1回当たり520円 (食事代200円は別) 委託機関 特別養護老人ホーム 山水荘 養護老人ホーム もろひ苑 利用実績 延回数 1,911回 委託料 11,776,530円	合併時までに調整を 図る。

巢阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巢町	合川町	森吉町	阿仁町	
高齢者福祉					
・緊急通報システム 設置事業	対象者 65歳以上の独居老人等 事業内容 緊急通報装置を設置し、緊急時にサブセンターへ通報される ・青ボタン：町社協へ通報 ・赤ボタン：消防署へ通報 利用者負担 ・生活保護世帯 無料 ・町民税非課税・均等割世帯 無料 ・町民税所得割課税世帯 500円/月 運 営 鷹巢町 事業費 8,652,591円	対象者 65歳以上の独居老人等 事業内容 緊急通報装置を設置し、緊急時にサブセンターへ通報される ・青ボタン：町社協へ通報 ・赤ボタン：消防署へ通報 利用者負担 無 料 運 営 社会福祉協議会へ委託 事業費 2,504,323円	対象者 65歳以上の独居老人等 事業内容 緊急通報装置を設置し、緊急時にサブセンターへ通報される ・青ボタン：町社協へ通報 ・赤ボタン：消防署へ通報 利用者負担 無 料 運 営 社会福祉協議会へ委託 事業費 962,543円	対象者 ・65歳以上の独居老人等 ・健康に不安な高齢者世帯 事業内容 緊急通報装置を設置し、緊急時に通報される ・県社協緊急通報センターへ通報 町社協へ 利用者負担 無 料 運 営 社会福祉協議会へ委託 事業費 663,600円	合併時まで調整を図る。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・外出支援サービス 事業	対象者 概ね65歳以上の高齢者で、通常の交通機関の利用が困難な者や60歳以上で下肢の不自由な者等 実施方法 利用対象者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間の送迎 運行範囲 原則として町内 利用者負担 無 料 実施機関（委託） 鷹巣町社会福祉協議会 実績 延利用人数 4,946名 委託料 3,707,000円	対象者 介護保険制度における介護認定を受けている者や身体障害者手帳を有する者等のうち次の者 ・座位を保てない・車いすを使用 ・転倒の危険がある・痴呆症のある視覚障害者・町長が認めるもの 実施方法 主に病院、施設への送迎、行事への参加、買い物等 運行範囲 原則として町内及び近隣町村（概ね30分以内） 利用者負担 片道1回 700円(30分以内) 1,400円(30分以上)	対象者 概ね65歳以上の高齢者で、通常の交通機関の利用が困難な者や60歳以上で下肢の不自由な者のうち通常の交通機関利用が困難な者等 実施方法 利用対象者の居宅と在宅福祉サービスを提供する場所、医療機関等との間の送迎 運行範囲 原則として町内（概ね30分以内） 利用者負担 町内 1回 200円 町外 1回 500円	対象者 概ね65歳以上の高齢者や、身体等に障害のある方で、家庭での移送及び一般の交通機関の利用が困難な者等 実施方法 利用者の居宅、医療機関等との間の移送 運行範囲 近隣市町村まで（月4回まで） 利用者負担 町内 1回 200円 森吉町 1回 480円 鷹巣町 1回 800円 大館管内1回 1,120円	合併時までに調整を図る。
	実施機関（委託） 合川町社会福祉協議会及び株登石	実施機関（委託） 森吉町社会福祉協議会及び株登石	実施機関（委託） 社会福祉法人あに福祉会		
	実績 延利用人数 3,427名 委託料 6,854,000円	実績 延利用人数 403名 委託料 742,700円	実績 延利用人数 486名 委託料 1,856,500円		

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・家事援助事業 (介護保険以外)	対象者 概ね60歳以上の高齢者で、基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立しないなど、社会適応が困難で、訪問による支援・指導等が必要と判断される者等 実施内容 ・日常生活への支援・指導 ・家事に対する支援・指導 ・対人関係構築の支援・指導 利用者負担等 1回につき 270円 実施機関(委託) 鷹巣町社会福祉協議会 実績 延利用回数 836回 事業費 2,260,000円	対象者 概ね65歳以上の要支援高齢者のいる家庭で、基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立しないなど、社会適応が困難で訪問による支援・指導等が必要と判断される者等 実施内容 身体介護、家事、相談・助言指導、外出時における移動の介護等外出時の付添い 利用者負担等 1時間当り 300円 上記以外の利用者 ・生活保護、所得税非課税世帯 無料 所得税課税額 利用料 ・ 0円～10,000円 250円 ・ 10,001円～30,000円 400円 ・ 30,001円～80,000円 650円 ・ 80,001円～140,000円 850円 ・ 140,001円～ 950円 実施機関(委託) 特別養護老人ホーム永楽苑 実績 延利用回数 457回 委託料 2,495,000円	対象者 基本的な生活習慣が欠如していたり対人関係が成立しないなどの社会適応が困難な、概ね60歳以上の高齢者 実施内容 身体介護、家事の援助、外出時の介助、生活上の相談・助言 利用者負担等 1人1回当たり 414円	対象者 概ね65歳以上の高齢者や1人暮らし、高齢者世帯で援助を必要とする者 実施内容 炊事・掃除等の家事の援助 利用者負担等 1回当たり ・1時間未満 153円 ・1時間～1時間30分 222円 ・30分増すごとに 83円 実施機関(委託) 阿仁町社会福祉協議会 実績 なし	合併時まで調整を図る。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・紙おむつ給付事業	対象者 要介護4又は5で町民税非課税世帯に属する者を現に介護している家族 補助内容(年額) 1人当たり上限75,000円。 実施機関(委託) 鷹巣町社会福祉協議会 実績 実利用人数 383名 委託料 15,502,250円	該当なし	対象者 要介護4又は5で在宅の高齢者で、町民税非課税世帯に属する者を現に介護している家族 補助内容(年額) 1人当たり上限75,000円(現物支給) 実施機関(委託) 森吉町社会福祉協議会 実績 実利用人数 7名 委託料 211,007円	対象者 要介護4又は5と判定された町民税非課税世帯 補助内容(年額) 1人当たり上限75,000円 実施機関(委託) 阿仁町社会福祉協議会 実績 実利用人数 14人 委託料 319,579円	鷹巣町の例により、合併時に統一して実施する。
・配食サービス事業	対象者 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、これに準ずる高齢者並びに身体障害者で、老衰、心身の障害及び傷病等の理由で調理が困難な者 体制 土・日・祝日及び休日を除く毎日 利用者負担 1食あたり 400円 実施機関(委託) たかのす福祉公社 実績 延食数 23,686食	該当なし	対象者 概ね65歳以上の独居又は高齢者世帯及びこれに準ずる高齢者や心身体障害者で、老衰、心身の障害及び傷病等により調理が困難な者 体制 原則として週1回(火曜日) 利用者負担 1食あたり 100円 実施機関(委託) 森吉町社会福祉協議会 実績 延食数 613食	対象者 概ね70歳以上の独居又は高齢者世帯や65歳未満の重度身障者で食事を作ることが困難な者で独居又は障害者のみの世帯 体制 週1回 火曜日の夕食 利用者負担 1食あたり 300円 課税者400円 実施機関(委託) 阿仁町社会福祉協議会 実績 延食数 3,131食	食の自立支援事業制度に則り、合併時までに調整を図る。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・長寿者褒賞事業	該当なし	名 称 百歳祝金 対象者 ・満99歳で町に25年以上居住 ・満100歳で町に25年以上居住 支給額 ・満99歳 10万円 ・満100歳 100万円	該当なし	名 称 百歳長寿祝金 対象者 満100歳の誕生日を迎えた者 支給額 ・在宅者 50万円 ・施設入所者 30万円 (他に表彰状も贈呈)	合併後、新市において調整を図る。
・高齢者入浴券 及びマッサージ券 助成事業	事業名 入浴券交付事業 (公衆浴場に対して) 対象者 ・65歳以上の高齢世帯 ・身障者手帳(1.2級)所持者、 療育手帳所持者、精神障害者保 健福祉手帳所持者 ・生活保護世帯 申 請 福祉入浴券交付申請書提出 助成内容 月3回の入浴無料券を交付 実績 ・高齢者 73名 ・身体障害 3名 ・知的障害 1名 ・生活保護 31名 合計 108名	該当なし	事業名 森吉町はり、きゅう、 マッサージ施術費助成事業 対象者 65歳以上の町民 申 請 施術費助成申請書提出 助成内容 1回1,000円の助成券を 年間3枚交付 (町内施術機関で使用できる) 実績 6名(13枚)	該当なし	入浴券交付事業は、鷹巣町の例により、合併時に統一して実施する。ただし、公衆浴場に限る。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・生活管理指導 短期宿泊事業	<p>対象者</p> <p>町内に居住する概ね60歳以上の高齢者で、基本的な生活習慣の欠如、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な者で、短期間の宿泊による支援・指導等が必要と判断される者</p> <p>事業内容</p> <p>社会適応が困難な高齢者へ特別養護老人ホーム等の空きベッド活用で一時的に宿泊させ、基本的な生活習慣（食事、入浴等）等を習得させるための指導を行い、体調の調整も図る</p> <p>利用期日</p> <p>原則1ヶ月に7日以内</p> <p>利用者負担等</p> <p>1日当たりの利用料 380円 1日当たりの食材料費 1,150円</p> <p>実施機関(委託)</p> <p>ケアタウンたかのす短期入所生活介護事業所(たかのす福祉公社)</p>	<p>対象者</p> <p>概ね65歳以上の要援護老人等で特別養護老人ホームや養護老人ホーム利用対象者については、身体上又は精神上の著しい障害があるため、常時の介護を必要とする者や日常生活を営むのに支障がある者等</p> <p>事業内容</p> <p>一時的に特別養護老人ホーム、養護老人ホーム又は身体障害者更生援護施設等に入所させ、老人等及びその家庭の福祉の向上を図る</p> <p>利用期日</p> <p>原則1ヶ月に7日以内</p> <p>利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、生保 0円 ・社会・私的理由 2,000円 ・養護老人ホーム、生保 0円 ・社会・私的理由 1,730円 ・身体障害者更生施設、生保 0円 ・社会・私的理由 1,540円 <p>実施機関(委託)</p> <p>特別養護老人ホーム永楽苑</p>	該当なし	<p>対象者</p> <p>概ね65歳以上の高齢者等で、心身及び社会生活の上で自立した生活を営むことが困難な者等</p> <p>事業内容</p> <p>一時的に養護する必要がある者を養護老人ホーム及び山水荘に短期間宿泊させて、日常生活に対する指導・支援を行う</p> <p>利用期日</p> <p>原則1ヶ月に7日以内</p> <p>利用者負担等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たりの利用料 3,810円 ・7日以内利用1日 1,730円 ・8～30日以内利用1日 2,810円 <p>実施機関(委託)</p> <p>養護老人ホームもろび苑</p>	当面現行どおりとし、合併後に再編する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・軽度生活援助事業	<p>対象者 概ね60歳以上の単身、高齢者のみの世帯、準ずる高齢者で、この制度を利用しなければ自立生活の継続が困難な者</p> <p>事業内容 雪下ろし、除雪、家の周りの手入れ、家屋内の整理・整頓等</p> <p>利用者負担 サービス提供に要した経費の1割</p> <p>委託先 鷹巣町社会福祉協議会</p>	<p>対象者 単身世帯、虚弱高齢者等</p> <p>事業内容 除 雪</p> <p>利用者負担 無 料</p> <p>委託先 アイスノーパワーズ(8人)</p>	<p>該当なし</p> <p>社会福祉協議会が企画観光課(高齢者世帯除雪緊急支援事業)より委託されて行っている。</p>	<p>対象者 概ね65歳以上の単身、高齢者のみの世帯、準ずる高齢者、心身障害者等で、日常生活の援助が必要な者</p> <p>事業内容 家屋内の整理・整頓、雪寄せ、朗読、代筆等</p> <p>利用者負担 1回(約1時間) 100円 (年間の利用回数は、原則として1人12回まで)</p> <p>委託先 阿仁町社会福祉協議会</p>	<p>合併時まで調整を図る。</p>
・老人日常生活用具 給付等事業	該当なし	該当なし	該当なし	<p>対象者 要援護及び一人暮らし老人</p> <p>品 目 ・給付 火災警報機、電磁除磁器、自動消火器 ・貸与 老人用電話</p> <p>実績 8名</p>	<p>合併時に阿仁町の例により実施する。</p>

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・ 高齢者住宅改善資金 貸付事業	対象者 60歳以上の者と同居する者 で老人の居室整備を必要とし、 自力の整備が困難な者。 貸付金額 150万円を限度 据置期間 1年以内 償還期間 据置期間経過後 9年以内 償還方法 元利均等による 年賦償還 貸付利率 財政融資資金、簡保積立金、そ の他借入資金の利率のいずれ か低い利率を適用	対象者 60歳以上の者と同居する者で 老人の居室整備を必要とし、自 力の整備が困難な者 貸付金額 200万円を限度 据置期間 2年以内 償還期間 据置期間経過後 8年以内 償還方法 元利均等による 年賦償還 貸付利率 年3%又は政府資金の貸付に充 てるために起した地方債の利率	対象者 60歳以上の者と同居する者 で老人の居室整備を必要とし、 自力の整備が困難な者 貸付金額 150万円を限度 据置期間 2年以内 償還期間 据置期間経過後 8年以内 償還方法 元利均等による 年賦償還 貸付利率 財政融資資金、簡保積立金、そ の他別に定める利率	対象者 60歳以上の者と同居する者 で老人の居室整備を必要とし、 自力の整備が困難な者 貸付金額 150万円を限度 据置期間 2年以内 償還期間 据置期間経過後 8年以内 償還方法 元利均等による 年賦償還 貸付利率 年3%又財政融資資金、簡保 積立金、その他借入資金の利 率のいずれか低い利率を適用	鷹巣町の例により、合併 時に統一して実施する。
・ やすらぎ住まい支援 貸付事業	該当なし	対象者 60歳以上の高齢者や身障者の いる世帯で、住宅の一部を改造、 増築、改造又は、介護、介助に 必要な機器等を購入する者 助成金額 100万円を限度（無利子）	該当なし	該当なし	高齢者住宅改善資金貸付 事業に合併時に統合して 実施する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	その他高齢者福祉事業
---------	-------------	------	------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・介護予防と健康維持に関する情報提供業務	場 所 げんきワールド 事業内容 介護保険制度の円滑な実施を図るため、地域の実情に応じ、高齢者が要介護にならずに健康維持できるよう各種情報を提供する。さらには介護に関する知識・介護技術の普及促進を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	合併後新市において調整を図り実施する。
その他高齢者福祉					
・敬老会	対象者 75歳以上の高齢者 (年齢基準日は翌年4月1日) 実施日 9月中(町内8ヶ所) 実施内容 75歳以上の全ての高齢者に敬老祝品としてバスタオル 記念品 ・100歳 羽毛布団 1名 ・99歳 タオルケット、褒賞状 1名 ・88歳 杖、褒賞状 86名 実績 対象者 2,970名 事業費 11,218,688円	対象者 1年以上居住している 75歳以上の在宅者 (年齢基準日は8月31日) 実施内容 ・実施日 9月中 記念品 ・80歳 敬老祝金10,000円 73名 ・75歳 祝い状 144名 実績 対象者 1,259名 事業費 3,608,000円	対象者 1年以上居住している 75歳以上の在宅者。 (年齢基準日は9月1日) 実施日 9月中 実施内容 75歳以上の全ての高齢者に敬老祝品として温泉入浴券 記念品 ・85歳以上 敬老祝金3,000円 296名 ・88歳 はと杖 33名 ・85歳ちゃんちゃんこ 42名 実績 対象者 1,291名 事業費 4,303,000円	対象者 75歳以上の高齢者。 (年齢基準日は12月31日) 実施日 9月中 実施内容 75歳以上のすべての高齢者に敬老祝品としてお菓子 記念品 ・100歳以上 ひざ掛け 3名 ・88歳 綿毛布 19名 ・85歳 座布団 39名 ・80歳 タオルケット 56名 実績 対象者 881名 事業費 2,340,000円	合併後新市において調整を図る。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	その他高齢者福祉事業・ 老人福祉施設入所事業
---------	-------------	------	---------------------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・心配ごと相談所 委託業務	<p>対象者 65歳以上の高齢者等とする が、限定せずあらゆる年代層 からの相談に対応する。</p> <p>相談日 原則として 月～土曜日</p> <p>相談時間 午前9時～午後5時</p> <p>利用料 無料</p> <p>実施機関(委託) 鷹巣町社会福祉協議会</p>	<p>対象者 高齢者又は家族等</p> <p>相談日 毎週水曜日 2時間</p> <p>相談時間 午後1時30分～午後3時30分</p> <p>利用料 無料</p> <p>実施機関 合川町社会福祉協議会</p>	<p>対象者 高齢者又は家族等</p> <p>相談日 毎月第1木曜日 米内沢地区 毎月第3木曜日 前田地区</p> <p>相談時間 午前10時～午後2時</p> <p>利用料 無料</p> <p>実施機関 森吉町社会福祉協議会</p>	<p>対象者 高齢者又は家族等</p> <p>相談日 毎週水曜日 阿仁合地区 毎月第3水曜日 大阿仁地区</p> <p>相談時間 午前10時～午後3時</p> <p>利用料 無料</p> <p>実施機関 阿仁町社会福祉協議会</p>	<p>合併時まで調整を図 る。</p>
老人福祉施設入所事業					
・生活支援ハウス 入所手続	<p>対象者 原則60歳以上で、何らかの理 由で在宅生活が困難な者</p> <p>利用定員 20名(1室あたり1名)</p>	<p>対象者 ・65才以上の高齢者 ・配偶者と共の利用は、いずれか 一方が65才以上。</p> <p>利用定員 10名</p>	<p>対象者 60歳以上の独居又は夫婦の みの世帯、家族等の援助が困難 で、かつ高齢等のため独立生活 に不安のある者</p> <p>利用定員 20名(1人部屋14室、2人 部屋3室)</p>	<p>対象者 60歳以上の独居又は高齢者の みの世帯で独立生活に不安があ りかつ施設での生活が可能な者 (冬期間の住居提供(延期利用可能))</p> <p>利用定員 8室</p>	<p>現行のとおり新市に引き 継ぐ。</p>

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	老人福祉施設入所等
---------	-------------	------	-----------

説 明 資 料																																			
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容																														
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町																															
・生活支援ハウス 運営事業	管理及び運営(委託) (財)たかのす福祉公社 住居部門利用料(月額) 対象収入による階層区分 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">金額</td> </tr> <tr> <td>・1,200,000円以下</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>・1,200,001円~1,300,000円</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> <tr> <td>・1,300,001円~1,400,000円</td> <td style="text-align: right;">7,000円</td> </tr> <tr> <td>・1,400,001円~1,500,000円</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>・1,500,001円~1,600,000円</td> <td style="text-align: right;">13,000円</td> </tr> <tr> <td>・1,600,001円~1,700,000円</td> <td style="text-align: right;">16,000円</td> </tr> <tr> <td>・1,700,001円~1,800,000円</td> <td style="text-align: right;">19,000円</td> </tr> <tr> <td>・1,800,001円~1,900,000円</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>・1,900,001円~2,000,000円</td> <td style="text-align: right;">25,000円</td> </tr> <tr> <td>・2,000,001円~2,100,000円</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>・2,100,001円~2,200,000円</td> <td style="text-align: right;">35,000円</td> </tr> <tr> <td>・2,200,001円~2,300,000円</td> <td style="text-align: right;">40,000円</td> </tr> <tr> <td>・2,300,001円~2,400,000円</td> <td style="text-align: right;">45,000円</td> </tr> <tr> <td>・2,400,001円以上</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> </table> 光熱水費は実費相当額 (電気・水道・灯油代) ・地域交流部門利用料 1名当たり 1,500円/日 通所介護事業(デイサービス)利用料 ・送迎費 実費相当額 ・延長サービス費 100円/h r ・食材料費 350円/回 ・おむつ・日常生活用品費 実費相当額		金額	・1,200,000円以下	0円	・1,200,001円~1,300,000円	4,000円	・1,300,001円~1,400,000円	7,000円	・1,400,001円~1,500,000円	10,000円	・1,500,001円~1,600,000円	13,000円	・1,600,001円~1,700,000円	16,000円	・1,700,001円~1,800,000円	19,000円	・1,800,001円~1,900,000円	22,000円	・1,900,001円~2,000,000円	25,000円	・2,000,001円~2,100,000円	30,000円	・2,100,001円~2,200,000円	35,000円	・2,200,001円~2,300,000円	40,000円	・2,300,001円~2,400,000円	45,000円	・2,400,001円以上	50,000円	事業管理運営(委託) 秋田民生協会 利用料 ・1人1日 2,625円 ・2人利用(1人に付き) 2,310円 個室6部屋、2人室4部屋、 客室とも電気料等負担	管理及び運営(委託) 森吉町社会福祉協議会 使用料(月額) ・基準使用料 生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 運営事業実施要綱(平成12年9月 27日老発第655号厚生省老健局長 通知)に基づき算定した額 加算使用料 ・光熱水費(1日当たり) 4月1日~10月31日 300円 11月1日~3月31日 350円 ・給食サービス料(1食当たり) 朝食、昼食 350円 夕食 500円	管理及び運営 阿仁町直営 利用料 ・1居室1人 1日 500円 ・1居室2人 1日 700円 光熱水費実費	合併後新市において 調整を図る。
	金額																																		
・1,200,000円以下	0円																																		
・1,200,001円~1,300,000円	4,000円																																		
・1,300,001円~1,400,000円	7,000円																																		
・1,400,001円~1,500,000円	10,000円																																		
・1,500,001円~1,600,000円	13,000円																																		
・1,600,001円~1,700,000円	16,000円																																		
・1,700,001円~1,800,000円	19,000円																																		
・1,800,001円~1,900,000円	22,000円																																		
・1,900,001円~2,000,000円	25,000円																																		
・2,000,001円~2,100,000円	30,000円																																		
・2,100,001円~2,200,000円	35,000円																																		
・2,200,001円~2,300,000円	40,000円																																		
・2,300,001円~2,400,000円	45,000円																																		
・2,400,001円以上	50,000円																																		